

## 蒲郡市まちづくり活動チャレンジ助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市民活動団体が自主的及び自発的に行う、市のまちづくりに役立つ公共性の高い活動に対し事業の経費を助成することにより、地域への興味並びに関心及びまちづくり活動への参画意識を高めるとともに、将来の地域の担い手の育成を図り、地域の多様な活動主体を増やしていくため、予算の範囲内において、蒲郡市まちづくり活動チャレンジ助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (助成対象団体)

第2条 この助成金の交付対象となる団体（以下「助成対象団体」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 団体の会員（以下「会員」という。）が、3人以上で組織されていること。
- (2) 団体の規約等を定めていること。
- (3) 活動の拠点が市内であること。
- (4) 政治活動又は宗教活動を目的とした団体でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）の統制下にある団体ではなく、かつ、会員に暴力団又は暴力団員との関係を有する者がいないこと。
- (6) その他市長が不適切と認める団体でないこと。

### (助成対象事業)

第3条 助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、助成対象団体が実施する活動で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市民の福祉の向上につながり、公共性が高いと認められる事業であること。
- (2) 助成対象団体自らが企画し、及び実施するものであること。
- (3) 市内で実施されること。
- (4) 助成対象団体において初めて行う事業であること。
- (5) 事業実施年度で完了するものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、助成対象事業としない。

- (1) 営利を目的としたもの
- (2) 特定の個人又は団体のみが利益を受けるもの
- (3) 部活動又はクラブ活動として実施するもの
- (4) 公序良俗に反するもの
- (5) 法令、条例等に違反するもの
- (6) 政治活動又は宗教活動を目的とするもの
- (7) その他市長が不適切と認める事業

(助成対象期間)

第4条 助成対象期間は、第12条に規定する助成金の交付決定の通知を受けた日からその日が属する年度の3月末日までとする。

(助成対象経費)

第5条 助成の対象となる経費は、助成対象事業の実施に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費は助成の対象としない。

- (1) 助成対象団体の経常的な運営に関する経費
- (2) 助成対象事業の実施に直接関係しない食糧費、慶弔費、交際費等の経費
- (3) 市が行う他の補助事業の対象となる経費
- (4) 会員又は会員が経営に関与している企業等へ支出する経費
- (5) その他市長が不適切と認める経費

(助成金の交付限度額等)

第6条 助成金の交付額は、1回につき15万円を上限とし、1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(助成金の交付回数及び助成割合)

第7条 助成金の交付回数は、同一事業（目的が類似する事業を含む。）につき2回までとし、助成割合は次に掲げる割合とする。ただし、助成金の交付は、1の年度につき1事業1回までとする。

- (1) 1回目の交付に係る助成割合 10/10
- (2) 2回目の交付に係る助成割合 3/4

(助成事業の公募)

第8条 市長は助成対象事業について、期間を定めて募集するものとする。

2 市長は助成対象事業の募集にあたり、助成対象事業の審査方法及び基準を記載した募集要項を定めて公表するものとする。

(助成金の申込み)

第9条 前条の募集に応じて助成金の申込みをしようとする者（以下「応募団体」という。）は、蒲郡市まちづくり活動チャレンジ助成金交付申込書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、前条に規定する提出期限までに、市長へ申込みをしなければならない。

- (1) 実施団体概要（第2号様式）
- (2) 事業実施計画書（第3号様式）
- (3) 事業収支計画書（第4号様式）
- (4) 規約等
- (5) 会員名簿

(助成事業の選考及び通知)

第10条 市長は、前条の規定による申込みを受けた事業について、第8条第2項に規定する審査方法等により審査するものとする。

2 市長は、前項の審査により助成金を交付することが適当である事業（以下「交付対象事業」という。）を選考し、選外となったものにあつてはその理由を付して、選考結果を蒲郡市まちづくり活動チャレンジ助成金交付対象事業選考結果通知書（第5号様式）により、速やかに当該応募団体に通知するものとする。

(助成金の交付申請)

第11条 前条第2項により交付対象事業として通知を受けた団体は、蒲郡市まちづくり活動チャレンジ助成金交付申請書（第6号様式）により、別に定める日までに市長に申請しなければならない。

(助成金の交付決定及び通知)

第12条 市長は、前条の規定により申請を受けたときは、交付対象事業の内容と同一であることを審査し、助成金を交付することが適当であると認めるときは速やかに助成金の交付を決定し、蒲郡市まちづくり活動チャレンジ助成金交付決定通知書（第7号様式）により申請者に通知し、助成金を交付することが適当でないと認めるときは速やかに助成金の不交付を決定し、当該不交付の理由を付して、蒲郡市まちづくり活動チャレンジ助成金不交付決定通知書（第8号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による助成金の交付決定又は不交付決定を、蒲郡市まちづくり活動チャレンジ助成金交付申請書を受けた日の翌日から起算して30日以内に行うものとする。

3 市長は、第1項の規定による助成金の交付決定にあたって、必要と認める条件を付することができる。

(交付申請の取下げ)

第13条 前条第1項の規定による助成金の交付決定通知を受けた団体（以下「交付決定団体」という。）は、助成金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、蒲郡市まちづくり活動チャレンジ助成金交付決定通知書を受けた日から7日以内に申請の取下げをすることができる。

(事業計画の変更等)

第14条 交付決定団体は、次の各号のいずれかに該当するときは、蒲郡市まちづくり活動チャレンジ助成金に係る事業計画（変更・中止・廃止）承認申請書（第9号様式）を提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、第1号及び第2号に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

- (1) 交付対象事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 交付対象事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 交付対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 市長は、前項の蒲郡市まちづくり活動チャレンジ助成金に係る事業計画（変更・中止・廃止）承認申請書が提出されたときは、その内容を審査し、蒲郡市まちづくり活動チャレンジ助成金に係る事業計画（変更・中止・廃止）承認通知書（第10号様式）又は蒲郡市まちづくり活動チャレンジ助成金に係る事業計画（変更・中止・廃止）不承認通知書（第11号様式）により、交付決定団体に通知するものとする。

(事業遅延の報告)

第15条 交付決定団体は、交付対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由その他必要な事項を、書面により、市長に報告し、指示を受けなければならない。

(実績報告)

第16条 交付決定団体は、交付対象事業が完了したときから30日以内又は助成金の交付を決定した年度の3月末日のいずれか早い日までに、蒲郡市まちづくり

活動チャレンジ助成金事業実績報告書（第12号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。第14条の規定により廃止の承認を受けた場合も、同様とする。

- (1) 事業報告書（第13号様式）
- (2) 収支決算書（第14号様式）
- (3) 精算書（第15号様式）
- (4) 自己評価書（第16号様式）
- (5) 出納簿

2 市長は、前項の交付決定団体から提出された書類を公表し、市民に周知することができる。

（助成金額の確定等）

第17条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、その報告に係る交付対象事業の成果が、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかどうかを調査し、その内容が適正と認めるときは、助成金の額を確定し蒲郡市まちづくり活動チャレンジ助成金交付額確定通知書（第17号様式）により通知するものとする。

2 交付決定団体は、精算残金があるときは、速やかにこれを返還しなければならない。

（助成金の交付等）

第18条 助成金の交付は、前条の規定により助成金の交付の金額が確定した後にこれを行うものとする。

2 市長は、交付決定団体が助成金の交付の目的を達成するため、必要があると認めるときは、交付対象事業の完了前に助成金の全部又は一部を前金払することができる。

3 前項の前金払を受けようとする交付決定団体は、蒲郡市まちづくり活動チャレンジ助成金前金払請求書（第18号様式）により市長に請求するものとする。

（交付決定の取消し）

第19条 市長は、交付決定団体が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を交付対象事業以外の用途に使用したとき。

(3) その他この要綱の規定に違反したとき。

(助成金の返還)

第20条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、別に期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(帳簿等の備付)

第21条 交付決定団体は、交付対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を助成金に係る会計年度終了後5年間保管しておかなければならない。

(調査等)

第22条 市長は、交付決定団体に対し、交付対象事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

2 市長は、助成対象期間終了後も、交付決定団体に対し、交付対象事業に関し必要な報告を求め、又は検査することができる。

(雑則)

第23条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。